

# 国立大学法人愛媛大学における公益通報の取扱いに関する規程

平成18年7月12日  
規則第 166 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び国立大学法人愛媛大学コンプライアンス基本規則第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）における公益通報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職員等 本学の職員（出向又は研修により本学で勤務する者を含む。）、本学の指揮命令の下に労働する派遣労働者及び本学との請負契約その他契約に基づき本学においてその業務に従事する労働者

(2) 公益通報者 公益通報をした職員等

(責任者及び管理者)

第3条 本学に、公益通報処理責任者を置き、総務を担当する理事、副学長又は学長特別補佐をもって充てる。

2 公益通報処理責任者の下に、公益通報処理管理者を置き、総務部長をもって充てる。

3 公益通報処理責任者は、本学における公益通報に関する業務を総括する。

4 公益通報処理管理者は、本学における公益通報に関する業務を処理する。

(受付及び相談窓口)

第4条 本学に、職員等からの公益通報及び通報対象事象に関する相談に応じる窓口として、公益通報窓口を置く。

2 公益通報窓口は、総務部総務課が担当する。

(通報及び相談の方法)

第5条 通報及び相談（以下「通報等」という。）の方法は、電話、書面（電子メール、ウェブサイト及びFAXを含む。以下同じ。）又は面談とする。

(調査)

第6条 公益通報処理管理者は、通報された内容に関する事実関係の調査を、関係部局等の長、関係委員会等の長又は公益通報窓口に必要な応じ指示するものとする。

2 公益通報処理管理者は、調査を行うため必要があると認めるときは、役員、職員又はその他の関係者で構成する調査委員会を設置することができる。

(協力義務)

第7条 部局等の長は、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 本学は、法令違反行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(学内での処分等)

第9条 本学は、法令違反行為等が明らかになった場合は、当該行為等に関与した者に対し、本学の規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(関係行政機関等への報告)

第10条 本学は、法令違反行為等が明らかになった場合は、必要に応じ、当該行為等に関係する行政機関等に対し、報告しなければならない。

(通報者等の保護)

第11条 本学は、職員等が通報等をしたことを理由として、当該職員等に対し、降任、減給、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。当該職員等の退職後も同様とする。

2 本学は、職員等が通報等をしたことを理由として、当該職員等の職場環境が悪化する事のないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 本学は、職員等が通報等をしたことを理由として、当該職員等に対して、不利益な取扱い及

び嫌がらせ等を行った者に対し、本学の規則等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

4 公益通報者は、通報等による不利益な取り扱い等を受けた場合は、公益通報窓口へ異議申立てをすることができる。

(個人情報の保護)

第12条 本学及び公益通報の処理に関する業務に携わる者は、通報等の内容、調査等で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本学は、正当な理由なく前項の個人情報を開示した者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(通知)

第13条 本学は、公益通報を受けた場合は、当該公益通報者に対し、調査を行うかどうかを遅滞なく通知しなければならない。

2 本学は、調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮の上、遅滞なく公益通報者に対し通知するよう努めなければならない。

(不正目的の通報)

第14条 職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報をしてはならない。

2 本学は、不正を目的として通報した者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(他人の正当な利益等の尊重)

第15条 公益通報者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

(通報等を受けた者の責務)

第16条 通報等を受けた者は、この規程に従って誠実に対応するよう努めなければならない。

(点検)

第17条 公益通報処理管理者は、公益通報の処理の状況について、定期的に、又は随時に点検を行い、その結果を公益通報処理責任者に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第18条 公益通報処理責任者は、公益通報の適切な処理のための措置について、点検の結果等を踏まえ、法令遵守の観点から評価し、必要があると認められるときは、その見直し等の措置を講じなければならない。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、公益通報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。